令和6年度夏の「郷土に学び・育む青少年運動」実施要領

1 趣旨

夏休み期間を中心に、青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした「郷土に学び・育む青少年運動」を家庭・学校・職場・地域及び関係機関・団体等が一体となって積極的に展開することにより、鹿児島の古くからの伝統である地域で青少年を育てる気風を盛り上げ、郷土に根ざしたグローバルな人材を育成する。

2 期間

令和6年7月1日~8月31日

3 主唱

鹿児島県,鹿児島県青少年育成県民会議

4 実施機関・団体

鹿児島県, 鹿児島県教育委員会, 鹿児島県警察本部, 鹿児島県青少年育成県民会議, 地域青少年育成推進協議会, 市町村, 市町村教育委員会, 青少年育成市町村民会議, 校区青少年育成組織, 青少年育成関係機関・団体, 福祉施設 等

5 運動の進め方

青少年育成は家庭が基本であるという認識のもとに、鹿児島の教育的伝統と風土を生かしながら、学校、職場、地域、関係機関・団体等は、それぞれの実情に応じた取組を、独自に、又は相互に連携して実施する。特に、この期間は、児童生徒の夏休み期間を含み、生活のリズムの乱れ等により非行や不登校につながることも懸念されることから、より関係機関・団体と連携を図り、基本的な生活習慣の定着、非行や事故(水難・交通)の防止及び令和6年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に関する取組についても重点的に推進する。

1~推進する。				
区 分	運動の基本的な進め方			
市町村及び 青少年育成 市町村民会議	青少年育成コーディネーターを中心に、具体的な実施計画等を作成するとともに、市町村民会議の機能を強化し、市町村民総ぐるみで本運動が展開できるように効果的な推進を図る。			
校区青少年 育成組織等	青少年育成推進員を中心に、学校、PTA、警察、青少年育成団体、自治公民館、高齢者団体、地域女性団体、NPO団体、ボランティア団体等と緊密な連携を図り、本運動の周知を図るとともに、地域と一体となった青少年育成活動を推進する。			
家庭	「早寝早起き朝ごはん」国民運動の実践など、基本的な生活習慣の育成に努めるとともに、「家庭の日」(毎月第3日曜日)、「育児の日」(毎月19日)を中心に、家庭での語り合いや、親子の触れ合いを実践する。			
学校	学校を中心に、家庭、地域、関係機関・団体等と連携し、ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子どもの性犯罪被害等の防止への取組や地域活動への参加を推進するとともに、生徒指導・安全指導の充実に努める。			
職場	「ワークライフバランス」を推奨し、勤労青少年に働く喜びを与える職場づくりに努めるとともに、「家庭の日」、「育児の日」の子どもへの関わりや「青少年育成の日」(毎月第3土曜日)等に行われる青少年育成活動への参加を奨励・支援する。			
地域	「青少年育成の日」を中心に、かごしま地域塾や子ども会活動など地域の特色を生かした青少年育成活動を支援・実施する。			
関係機関・ 団体等	行政と民間団体等は、情報を密に連携し、地域ぐるみで青少年を育む気運を盛り上げ、 活発な青少年育成活動が展開されるよう運動の推進を図る。			

6 実施事項

(1) 推進体制の充実・強化

	内容	具 体 策
7	青少年育成県 民会議・市町村 民会議との連 携強化	 ○ 青少年育成県民会議・市町村民会議との連携を密にしながら運動を推進する。 ・ 管内の学校、PTA、警察、青少年団体、自治公民館、ボランティア団体等で組織された市町村民会議の機能を強化するとともに、青少年育成コーディネーターを積極的に活用し、本運動の効果的な推進を図る。 ・ 市町村民会議の機能を活用し、本運動の普及啓発を図るとともに、各種大会や座談会、連絡会等の開催など、先進的な活動の紹介、アンケートの実施、意見交換等、各地域での特色のある活動を参考にし、取組の共通理解と共通実践に努める。
1	青少年育成コ ーディネータ ーの活動の活 性化	〇 青少年育成推進員と連携し、各地域の情報を収集し、市町村における青少年の育成や非行・事故・犯罪被害等の防止活動を推進するなど本運動の普及・啓発に努めるとともに、関係機関・団体等に対するアドバイスや相談活動に努める。
ゥ	校区青少年育 成組織の推進 体制の充実・強 化	〇 青少年育成推進員は、小学校区内の関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された校区青少年育成組織の会合等を通して、子ども会活動や地域活動等を活用した啓発を行い、保護者のみならず青少年へ直接的な指導も図られるように努める。

(2) 青少年の育成

【重点取組事項】 家族の触れ合いや地域が一体となった活動の推進

	内容	具 体 策
ア	青少年の主体 的な活動の促 進	 ○ 青少年を企画・運営段階から地域の行事に参画させたり、役割を与えたりするなど、青少年の自己有用感を高める工夫を行い、地域行事への主体的な参加を促進する。 ○ 「青少年育成の日」を中心に、地域の特色を生かした自然体験活動、子ども会活動、郷土芸能伝承活動、世代間ふれあい活動等を推進し、地域における青少年の「居場所づくり」を図る。 ○ 青少年を地域活動、美化・清掃活動、ボランティア活動等に参加させ、青少年の社会性や規範意識の向上を図る。
1	大人の意識の 高揚・啓発の推 進	 ○ 家庭や地域でのあいさつ・声かけを励行するなど、保護者や地域の大人が、子どものよき手本となる行動・活動を実践し、モラルやルール等の遵守など社会規範の意識高揚に努める。 ○ 「家庭の日」、「育児の日」を中心に、家族の触れ合いを促進するとともに、この期間は児童生徒の夏休みを含むことから、日頃体験できない自然体験や文化体験活動を推進する。 ○ ラジオ体操への参加や「早寝早起き朝ごはん」の習慣化などを通して基本的な生活習慣の定着に努める。 ○ スマートフォン、SNS、ゲームのリスク及び安心・安全な利用について親子で話し合い、「正しい生活習慣づくり」やスマートフォン等を正しく利用するための「親子でのルールづくり」を推奨し、青少年が日々の生活習慣を見つめ直す取組を推進する。

ウ 地域ぐるみの 青少年育成

○ 家庭,学校,職場,地域,関係機関・団体等が一体となり,地域ぐるみの取組 を推進する。

<具体例>

- 自治会や児童委員、民生委員等と連携した子育て家庭への声かけ
- 自治会・関係団体・学校等の行事の共同開催
- 職場におけるノー残業デー・年休取得促進日の設定などの仕事を持つ親が子 どもと関わりを深めることができるような配慮
- 「かごしま子育て支援パスポート事業」の活用促進
- 企業における、社員の地域活動への参加の評価
- 鹿児島の古くからの伝統である「地域で青少年を育む気風」を盛り上げ、家庭、 学校、職場、地域、関係機関・団体等が一体となった、地域ぐるみで異年齢集団 による体験活動等を推進する。
- 鹿児島の教育的風土や地域の伝統を生かした「かごしま地域塾」活動を積極的 に推進する。

的自立の支援

- エ 青少年の社会 | 〇 子ども・若者及びその保護者が一人で悩むことなく安心して相談できる環境を 整えるとともに、相談機関が相互に連携し、適切な助言・支援に努めるとともに その特性を生かした就労や就学に結びつくことができるよう地域における子ど も・若者支援の体制作り等の取組を推進する。
 - 不登校やひきこもり、ニート等の様々な悩みを抱えた子どもや若者が社会的自 立をするための情報提供や相談機関の紹介等の支援を推進する。
 - 一子ども・若者の社会的自立を支援する関係機関・団体や「かごしま子ども・若 者総合相談センター(県青少年会館内)」を積極的に周知する。

(3) 青少年を育てる環境づくりの推進

【重点取組事項】

非行・被害防止に繋がる環境浄化への積極的な取組

内容 具 体 策 ア 青少年を守る ○ インターネット利用に係る児童買春や児童ポルノ製造をはじめとする子どもの 環境づくりの 性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進するほか、子ど 推進 <u>もの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載については、わいせつ目的など望</u> まれない形で悪用されてしまうケースもあることから、その掲載については注意・ 工夫する旨啓発を行う。(令和6年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」) (以下【全国強調月間】) ○ フィルタリングの利用率向上のための取組や青少年のインターネットを適切に 活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進を図るこ ととし、青少年や保護者等に対し、青少年によるインターネットの適切な利用に 向けた啓発を行う。【全国強調月間】 ○ 若年層のうち特に学校教育等において対象となる青少年、保護者、地域の指導 者等に対して、大麻をはじめ、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有 害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極 的に推進する。 <u>また,一般医薬品の過量服薬(オーバードーズ)については,そのリスク,適</u> 正な使用方法、相談窓口等について周知啓発を図る。【全国強調月間】 ○ 危険箇所や危険箇所表示等の再点検により、事故防止対策を図る。 イ 啓発・補導活動 ○ 不良行為及び初発型非行(犯罪)に対して、組織的かつ計画的に補導活動を実 施し、深夜徘徊、20歳未満の者の飲酒・喫煙等の早期発見と適切な指導に努める。 の強化. 非行防 止活動の推進 ○ 酒類・たばこの販売時における年齢確認の徹底を図るなど. 20 歳未満の者に対 する販売等の防止に向けた取組を推進する。【全国強調月間】

- カラオケボックスやインターネットカフェなど、目につきにくい場所における 喫煙・飲酒等を防止するための管理者対策を図る。
- ストーカー事案等について、青少年が被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー 行為等の被害実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口 等について積極的な広報、教育啓発を推進する。【全国強調月間】
- 盗撮事案について、タブレット端末やスマートフォン等の機器に限らず、その 行為が犯罪であり、絶対に行ってはならないとの規範意識を少年に身に付けさせ るためのモラル教育や、学校における非行防止教室の開催等の取組を推進する。 【全国強調月間】
- 少年を特殊詐欺に加担させないための取組を推進するとともに、SNS等で勧 <u>誘されている犯罪実行者の募集投稿に軽はずみに応じることは、重大な犯罪に関</u> 与することになりかねないこと等について啓発する。【全国強調月間】
- 無職少年等に対する声かけや地域活動参加の機会づくりに努める。
- <u>再非行の防止に関する施策の重要性について</u>, 県民の理解を深め、その協力を 得られるよう広報啓発を推進する。【全国強調月間】
- ウ 相談体制及び 情報提供の充 実
- インターネット利用に関する犯罪被害及びトラブルに遭った際の相談窓口を積極的に周知する。
- 〇 「24 時間子供SOSダイヤル」,「子どもの人権 110 番」, 児童相談所虐待対応 ダイヤル「189 (いちはやく)」,「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの 受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。
- 〇 子ども・若者が消費者トラブルに巻き込まれた場合の迅速かつ適切な対応に資するため、消費生活相談窓口や消費者ホットライン「188 (いやや)」の周知を行う。

(4) 関係機関・団体が相互に連携した運動の推進

【重点取組事項】

広報啓発を通した運動の活性化

	内容	具 体 策
ア	関係機関・団体 の連携	O 関係機関・団体、青少年育成指導者等で組織された青少年育成組織の会合を開催し、青少年関連行事の調整を行うなど、関係機関・団体等が緊密に連携し、地域が一体となって本運動を展開できるよう推進する。
1	情報収集・情報 提供の充実	○ 関係機関・団体等の青少年育成活動やボランティア活動, 地域行事等の情報収集・提供を積極的に行い, 地域の青少年活動の活性化を図る。
ゥ	広報啓発活動 の充実	 ○ 広報誌(紙)やポスター,のぼり旗,看板,広報車,有線・無線放送等により,本運動及び「家庭の日」,「青少年育成の日」,「育児の日」の広報啓発を図る。 <具体例> 「家庭の日」の歌『まあるくなった』 C Dの活用呼びかけ のぼり旗の設置 「家庭の日」,「青少年育成の日」,「育児の日」の理解・協力について, P T A連絡協議会,子ども会育成連絡協議会,スポーツ少年団,中体連(学校)等への要請に努める。

【期間中の関連行事】

- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(こども家庭庁)7月
- 「『ダメ。ゼッタイ。』普及活動」(厚生労働省) 6月20日~7月19日
- ・ 「"社会を明るくする運動"強調月間」(法務省) 7月